

昭和 28 年

住宅統計調査結果報告

REPORT ON THE HOUSING SURVEY OF 1953

昭和 29 年 3 月

MARCH 1954

總理府統計局

Bureau of Statistics

Office of the Prime Minister

序　　言

戦後すでに8年を経過したが、わが国の、とくに都市における住宅問題は、依然として深刻多難な様相を呈している。総理府統計局においては、さきに昭和23年住宅調査を実施したが、それから既に5カ年を経過したので、現下の都市住宅不足の実態を明らかにし、住宅建設計画の基本資料を提供するため、昭和28年9月1日を期して、全国市部を対象とする、昭和28年住宅統計調査を行つた。この報告書は、すなわち、その調査結果のうち主な統計表を集録したものである。

昭和28年住宅統計調査は、調査の規模としては昭和23年住宅調査よりもやや小規模であるが、その内容はこれよりも更に詳細にわたるものであつて、今後のわが国の都市住宅対策の上にきわめて有意義な資料となるであろうことを信ずる。

なお、この報告書には、予算および刊行期日の関係から、上述したように、限られた主要統計表のみ集録したが、その他の統計表の作成及び調査結果の解析についても、近く機会を得てこれを実現したいと念願している。

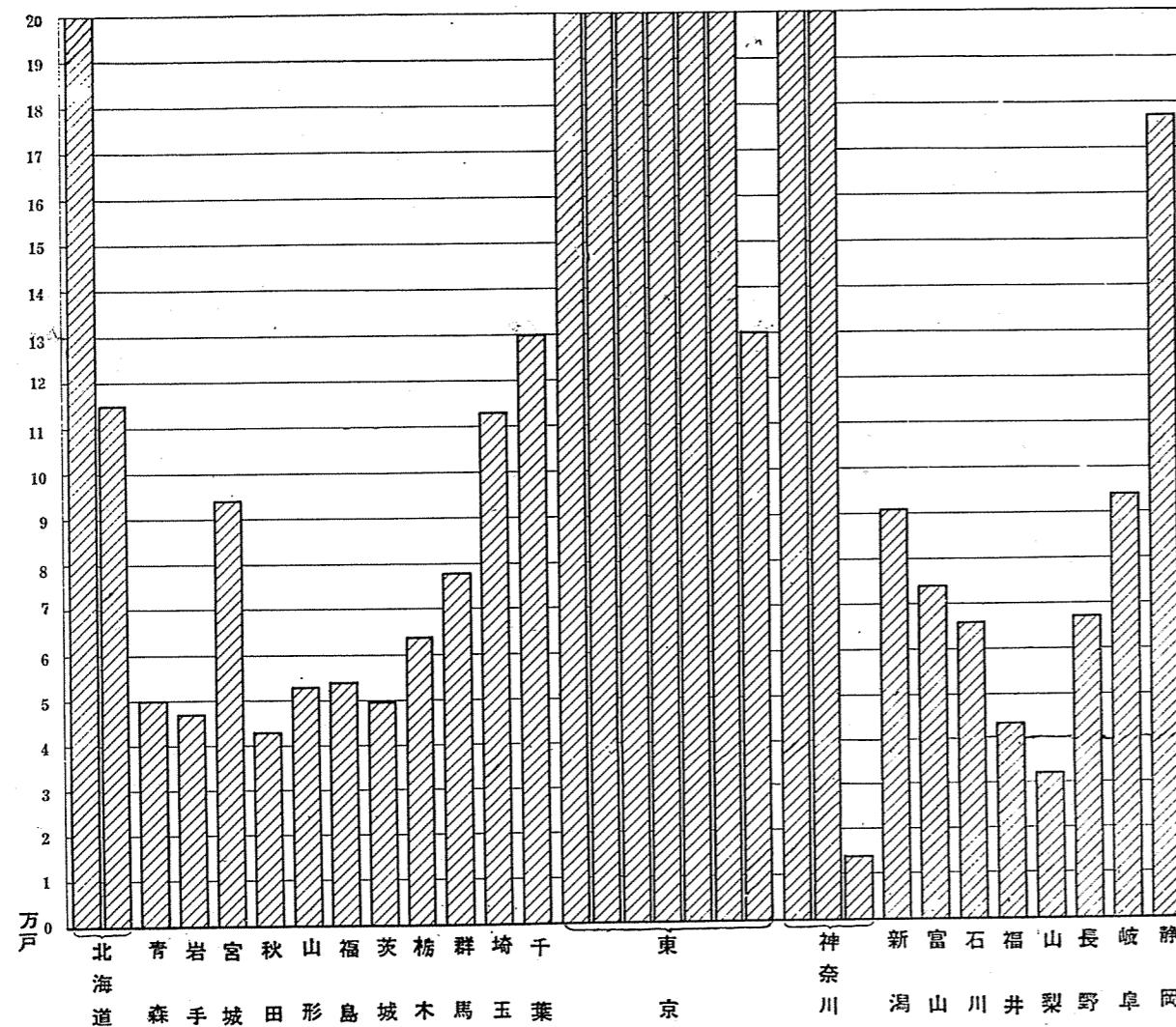
終りにこの調査の実施に協力せられた建設省その他の関係各省ならびに都道府県および市の関係者の方々に対し深く感謝の意を表したいと思う。

昭和29年3月

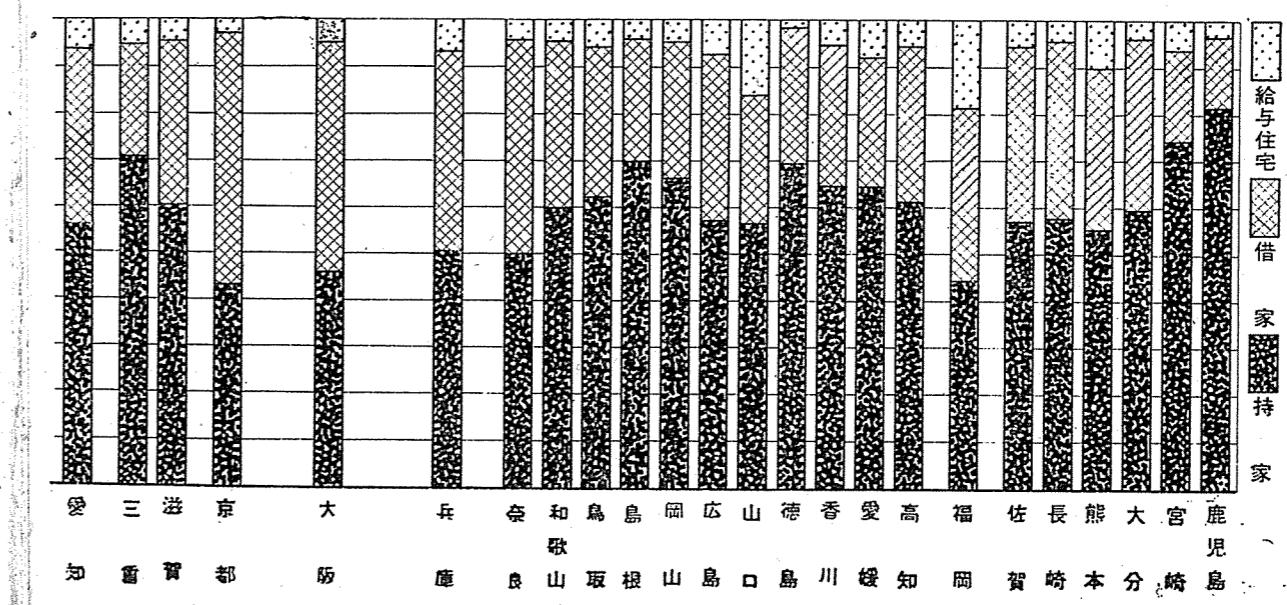
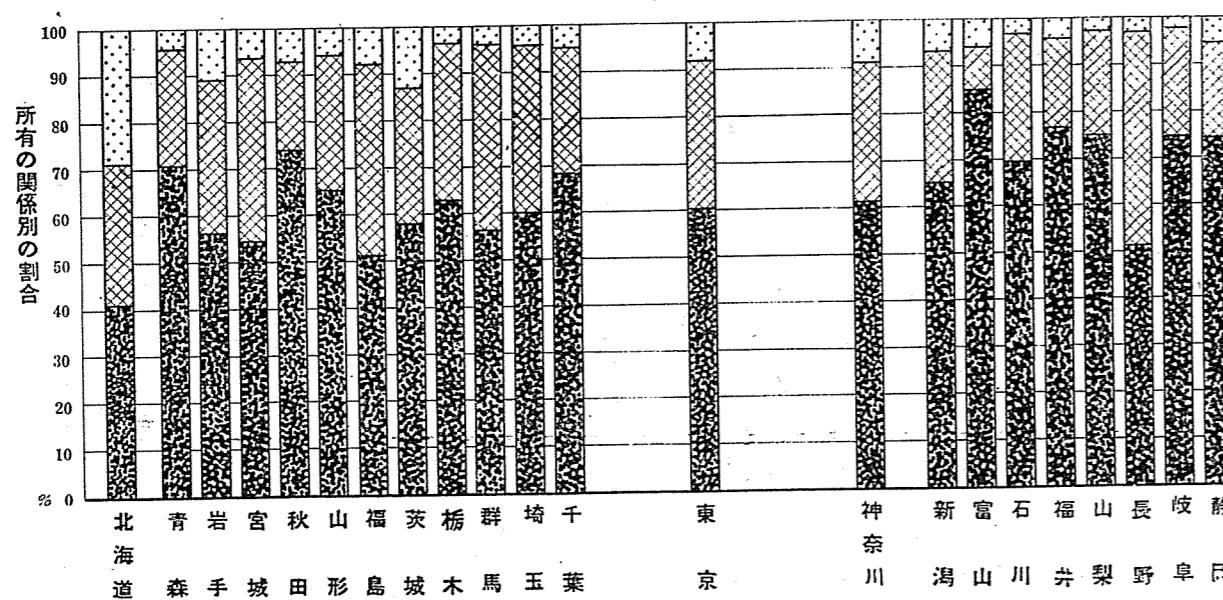
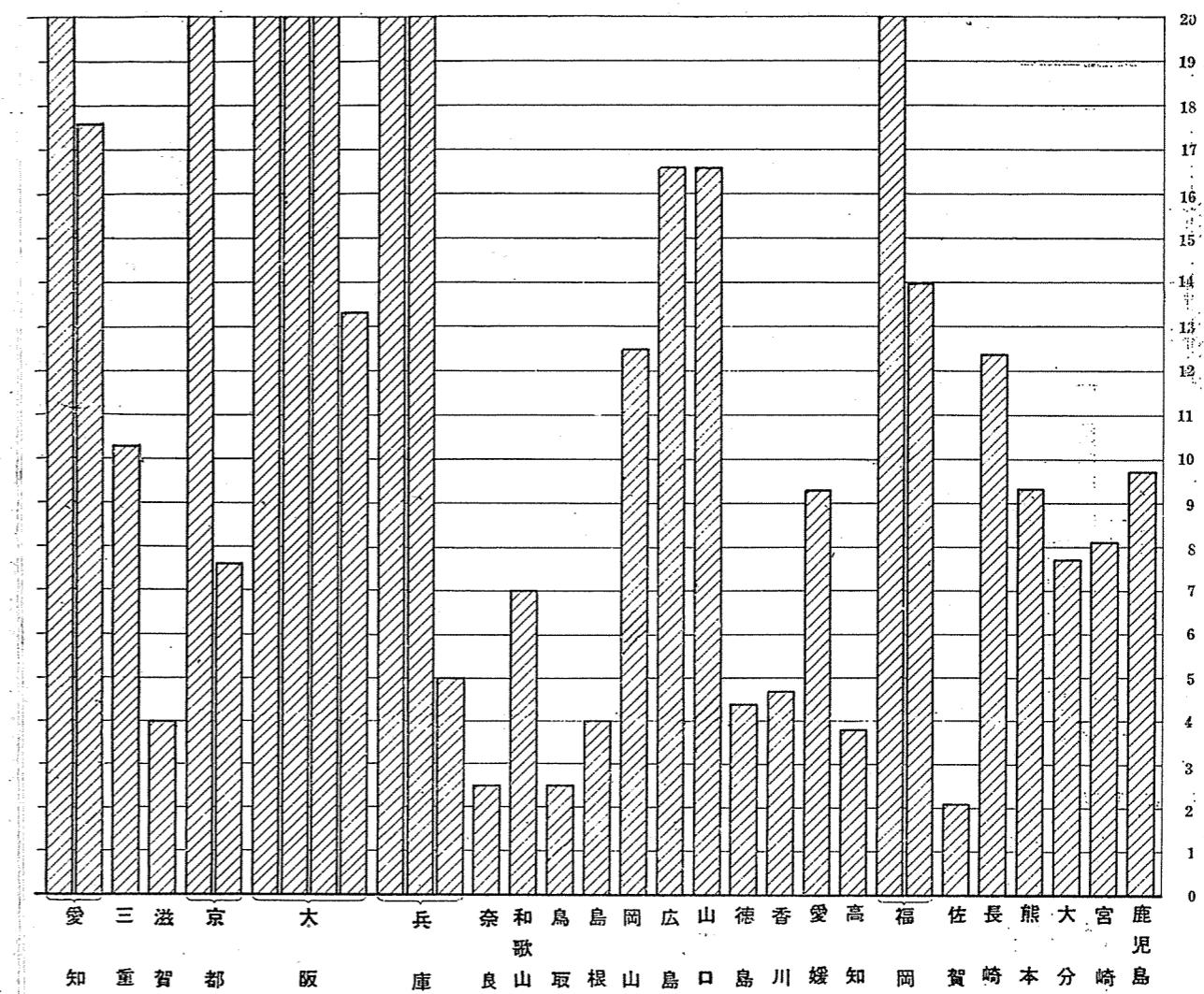
総理府統計局長 森田 優三

統計図表

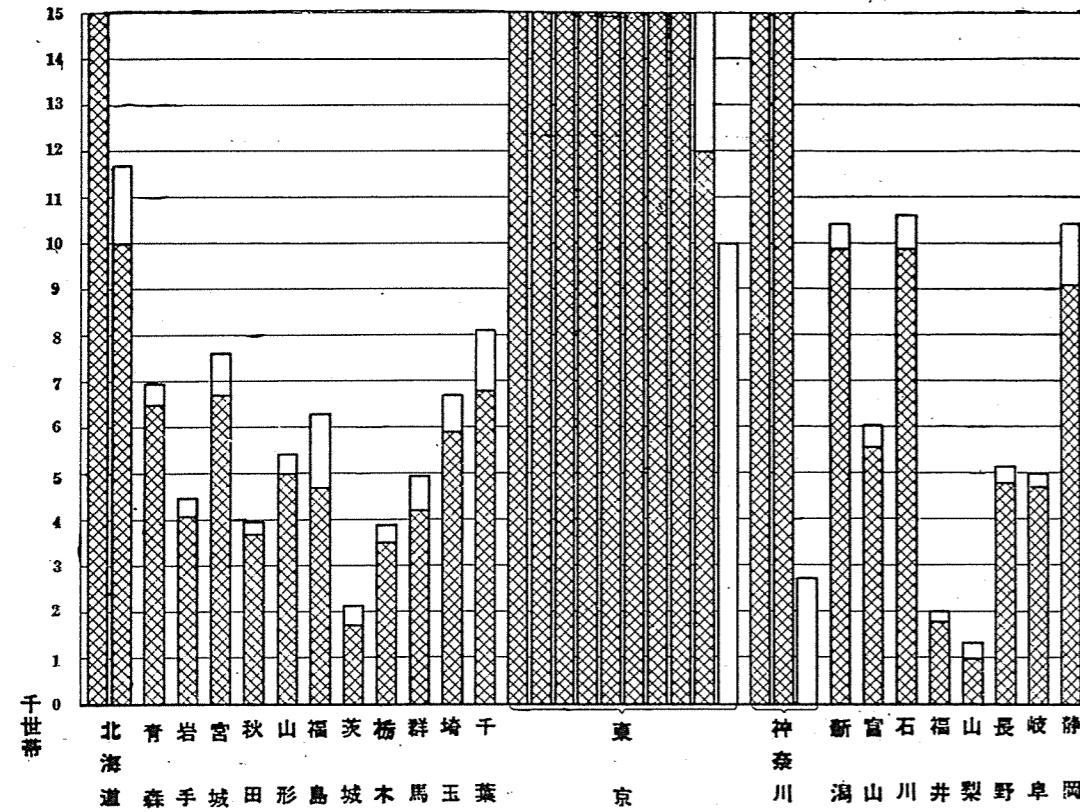
第一図 住宅数及び所有の関係



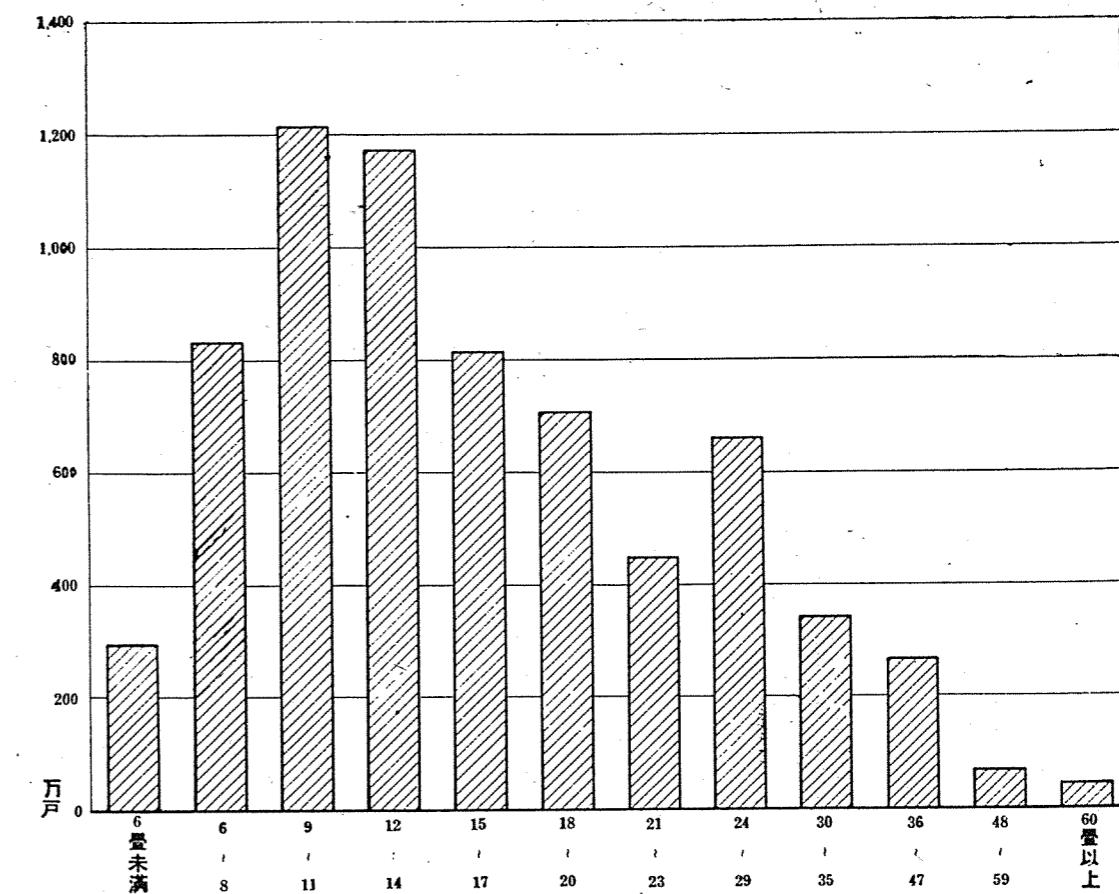
別住宅割合(都道府県別市部)



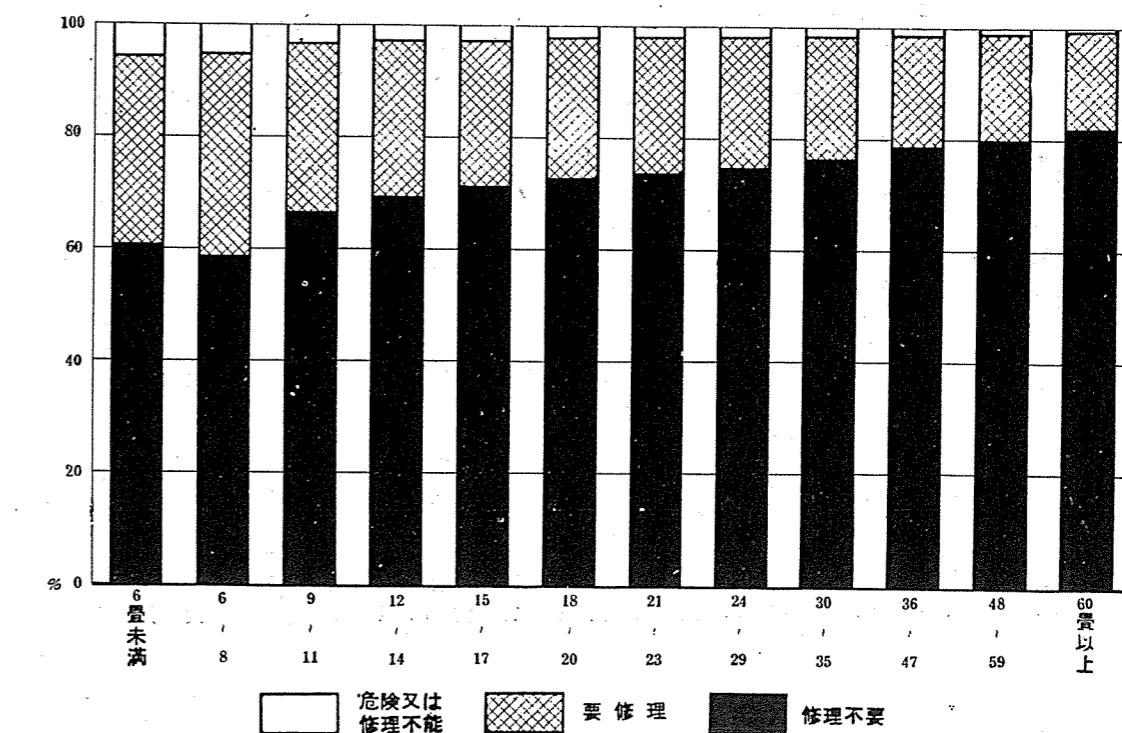
第2図 住宅に同居する普通世帯及び住宅以外の建物に
居住する普通世帯数(都道府県別市部)



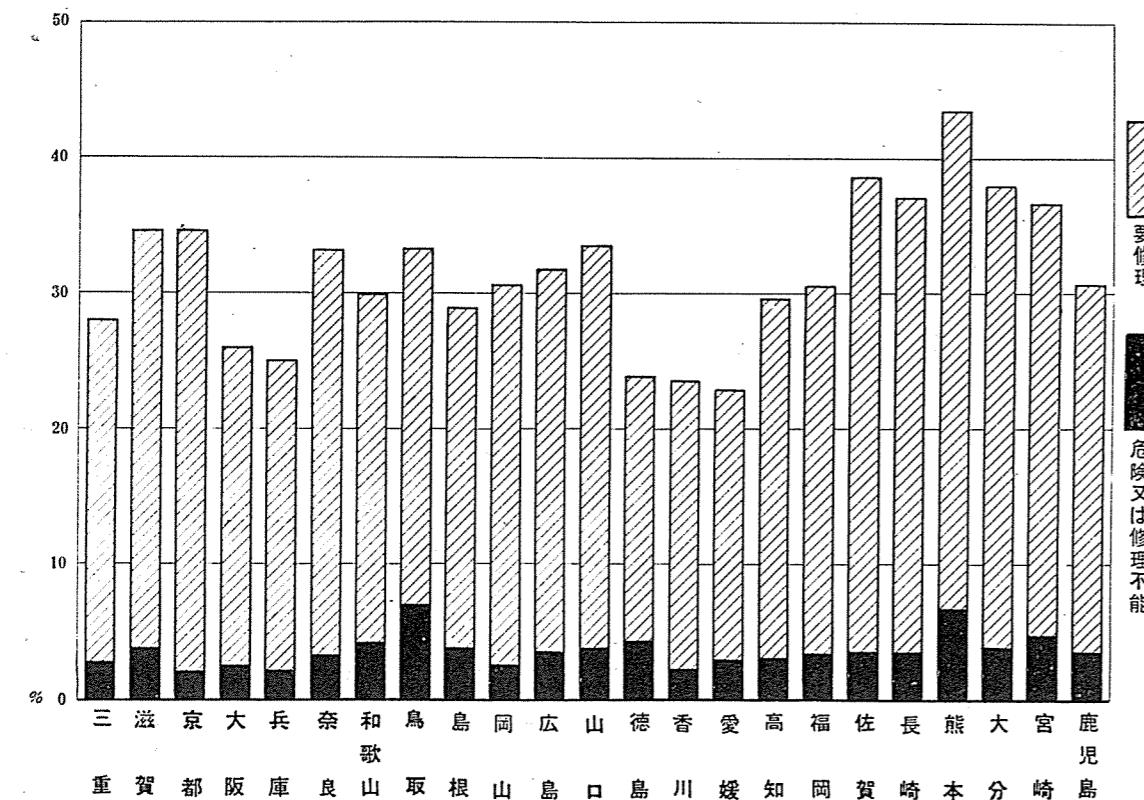
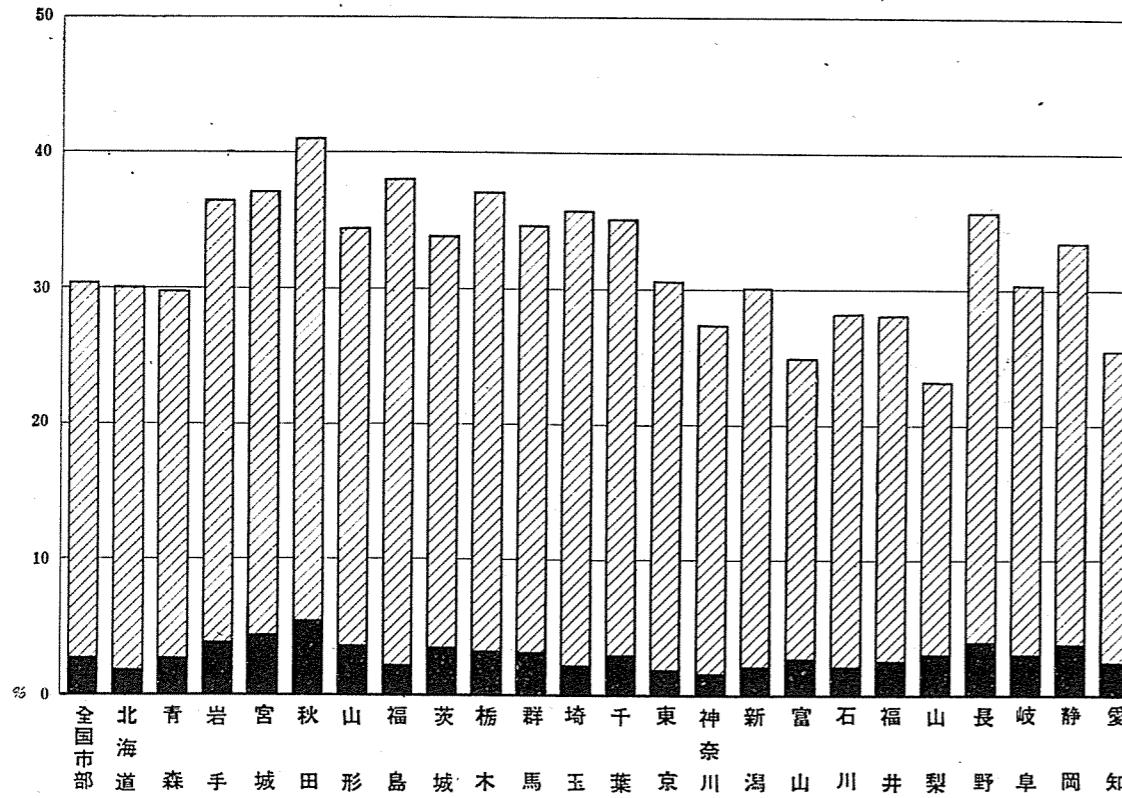
第3図 収数別住宅数(全国市部)



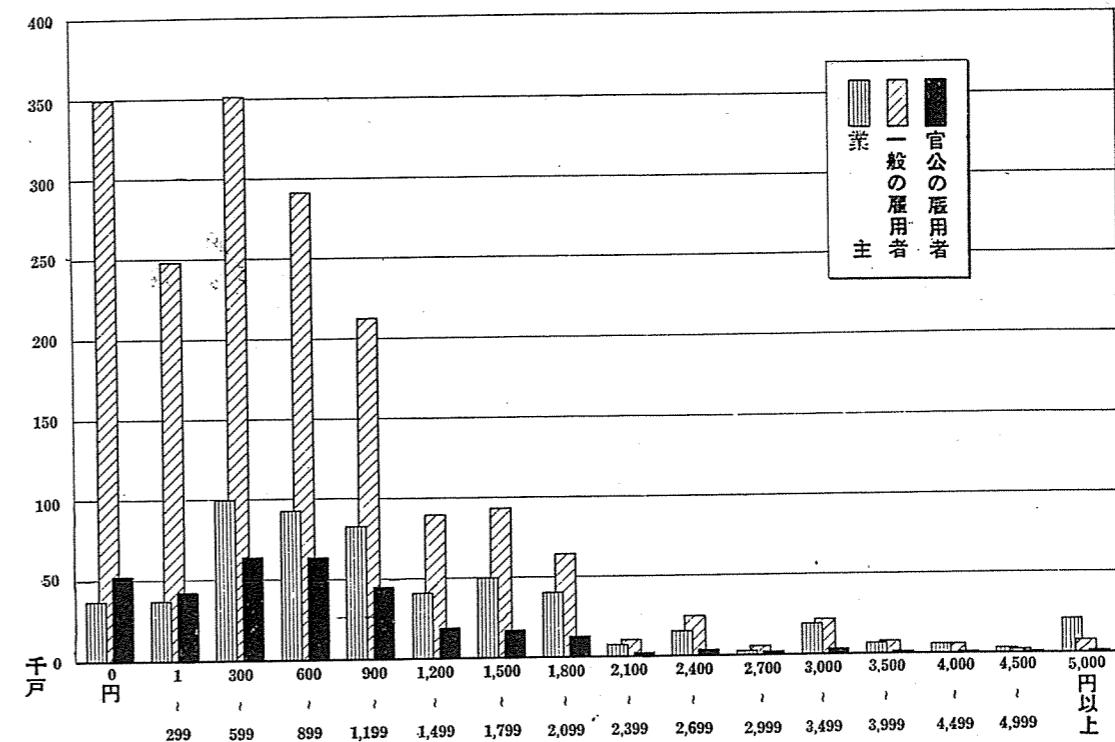
第4図 収数別住宅の腐朽破損の程度別割合(全国市部)



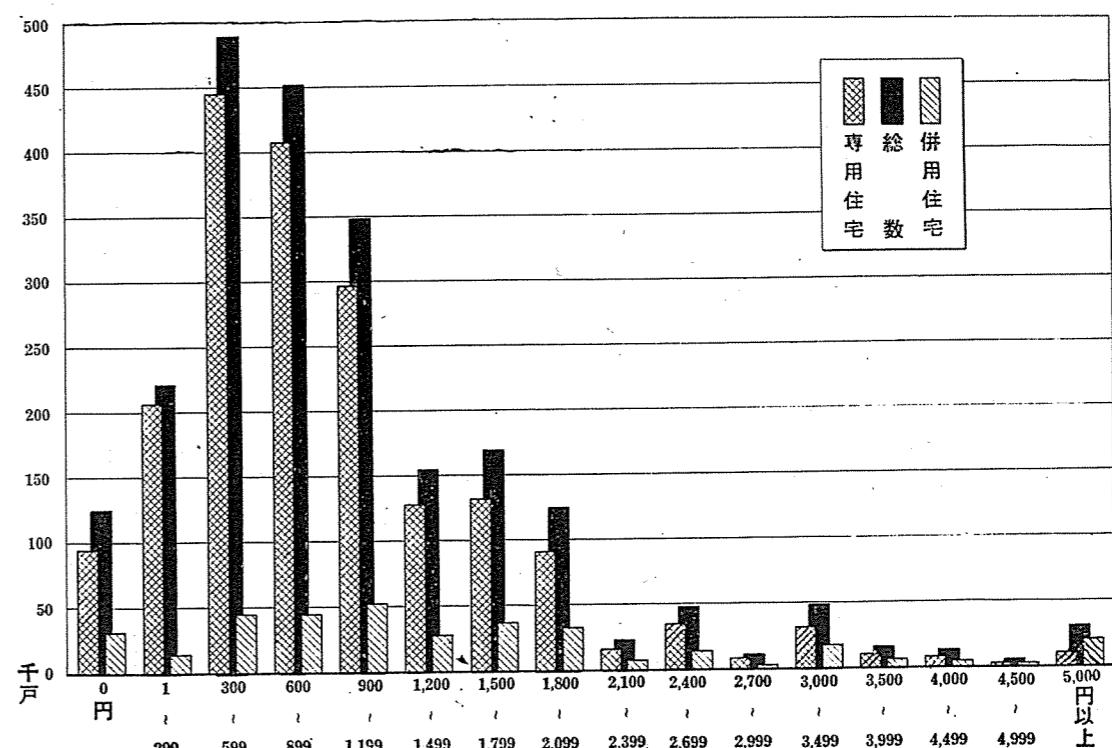
第5図 住宅総数に対する危険又は修理不能及び要修理
住宅数の割合(都道府県別市部)



第6図 主世帯の世帯主の從業上の地位及び家賃階級別
一般世帯の居住する住宅数(全国市部)

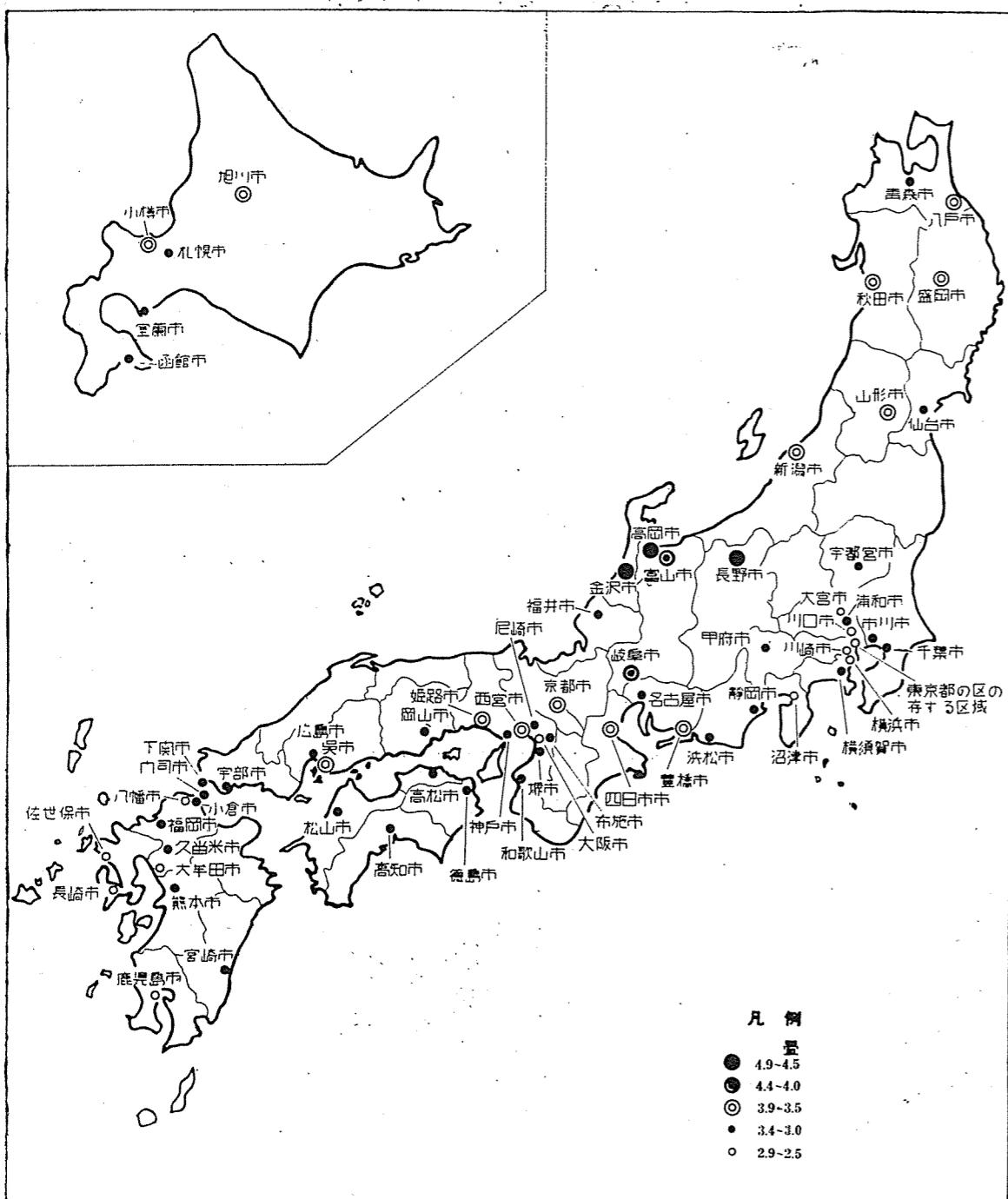


第7図 住宅の種類及び家賃階級別住宅数一借家(全国市部)



昭和28年住宅統計調査結果報告

第8図 1人当たり戸数（人口10万以上の市）



目 次

一 昭和28年住宅統計調査の概要	1
二 標本抽出及び結果推計方法の概要	4
三 推計結果の精度	6
四 用語の解説	9

統 計 表

第 1 表 住宅及び住宅以外の建物別住戸数—全国市部・都道府県市部・市・6大都市の区	21
第2表の1 住戸の種類及び世帯の種類別世帯数—全国市部・都道府県市部・人口15万以上の市	30
第2表の2 住戸の種類及び世帯の種類別世帯数—人口15万未満の市・5大都市の区	48
第3表の1 住戸の種類及び世帯の種類別世帯人員—全国市部・都道府県市部・人口15万以上の市	72
第3表の2 住戸の種類及び世帯の種類別世帯人員—人口15万未満の市・5大都市の区	90
第4表の1 腐朽破損の程度及び住宅の構造別住戸数—全国市部・都道府県市部・人口15万以上の市	114
第4表の2 腐朽破損の程度及び住宅の構造別住戸数—人口15万未満の市・5大都市の区	120
第 5 表 住宅の戸数及び1人当たり戸数別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	128
第 6 表 腐朽破損の程度及び戸数別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	156
第 7 表 同居世帯数及び住宅の戸数別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	168
第 8 表 主世帯の世帯人員及び主世帯の戸数別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	184
第 9 表 同居世帯の世帯人員及び住宅の戸数別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	212
第10表の1 住戸の種類別1戸当たり戸数、1戸当たり戸数及び1人当たり戸数—全国市部・都道府県市部・人口15万以上の市	240
第10表の2 住戸の種類別1戸当たり戸数、1戸当たり戸数及び1人当たり戸数—人口15万未満の市・5大都市の区	246
第 11 表 所有の関係及び1人当たり戸数別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	254
第12表の1 所有の関係及び腐朽破損の程度別住戸数—全国市部・都道府県市部・人口15万以上の市	272
第12表の2 所有の関係及び腐朽破損の程度別住戸数—人口15万未満の市・5大都市の区	284
第 13 表 腐朽破損の程度及び建築の時期別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	300
第 14 表 建て方別、台所、給水設備、便所の使用区分別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	304
第 15 表 同居世帯の有無及び住宅の戸数と主世帯人員との比率階級別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	312
第 16 表 所有の関係及び戸数別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	326
第 17 表 主世帯の住宅の所有の関係及び同居世帯数別住戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	338
第18表(抽) 主世帯の世帯主の職業、従業上の地位別一般世帯の世帯数、世帯人員及び戸数—全国市部・都道府県市部・6大都市	342

第19表(抽) 主世帯の世帯主の職業、従業上の地位及び腐朽破損の程度別住宅数——全国市部・都道府県市部・6大都市	350
第20表(抽) 主世帯の世帯主の職業、従業上の地位及び所有の関係別住宅数——全国市部・都道府県市部・6大都市	362
第21表(抽) 主世帯の世帯主の従業上の地位、所有の関係及び家賃階級別一般世帯の居住する住宅数——全国市部	378
第22表(抽) 同居世帯の世帯主の従業上の地位及び間代階級別一般世帯数——全国市部	378
第23表(抽) 家賃階級及び畳数別住宅数(借家)——全国市部	379
第24表(抽) 建築の時期及び家賃階級別住宅数(借家)——全国市部・都道府県市部・6大都市	380
第25表(抽) 住宅の種類及び家賃階級別住宅数(借家)——全国市部・都道府県市部・6大都市	394
第26表(抽) 主世帯の所有の関係及び間代階級別同居世帯数——全国市部	408
第27表(抽) 一畳当たりの家賃又は間代——全国市部・都道府県市部・6大都市	409
(附) 市区名ローマ字音読み表	411

REPORT ON THE HOUSING SURVEY OF 1953

C O N T E N T S

Introduction

1 Summary of the 1953 housing survey	1
2 Outline of the methods of sampling and estimation	4
3 Precision of the results of estimation	6
4 Definitions of the terms	9

Statistical Tables

Table 1 Number of dwelling and non-dwelling houses for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, <i>shi</i> and <i>ku</i> of 6 largest <i>shi</i>	21
Table 2-1 Number of households by kind of living quarters and of households for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and each <i>shi</i> over 150,000 in population.....	30
Table 2-2 Number of households by kind of living quarters and of households for each <i>shi</i> less than 150,000 in population, and <i>ku</i> of 5 largest <i>shi</i>	48
Table 3-1 Number of household members by kind of living quarters and of households for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and each <i>shi</i> over 150,000 in population	72
Table 3-2 Number of household members by kind of living quarters and of households for each <i>shi</i> less than 150,000 in population, and <i>ku</i> of 5 largest <i>shi</i>	90
Table 4-1 Number of dwelling houses by extent of dilapidation and by structure for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and each <i>shi</i> over 150,000 in population.....	114
Table 4-2 Number of dwelling houses by extent of dilapidation and by structure for each <i>shi</i> less than 150,000 in population, and <i>ku</i> of 5 largest <i>shi</i>	120
Table 5 Number of dwelling houses by number of <i>tatami</i> and of <i>tatami</i> per person for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	128
Table 6 Number of dwelling houses by extent of dilapidation and number of <i>tatami</i> for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	156
Table 7 Number of dwelling houses by number of lodgers' households and of <i>tatami</i> for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	168
Table 8 Number of dwelling houses by number of household members and of <i>tatami</i> in landlords' households for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	184
Table 9 Number of dwelling houses by number of lodgers' household members and of <i>tatami</i> for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	212
Table 10-1 Rooms per house, <i>tatami</i> per house and per person by kind of living quarters for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and each <i>shi</i> over 150,000 in population	240
Table 10-2 Rooms per house, <i>tatami</i> per house and per person by kind of living quarters for each <i>shi</i> less than 150,000 in population, and <i>ku</i> of 5 largest <i>shi</i>	246

Table 11	Number of dwelling houses by tenure and number of <i>tatami</i> per person for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	254
Table 12-1	Number of dwelling houses by tenure and by extent of dilapidation for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and each <i>shi</i> over 150,000 in population	272
Table 12-2	Number of dwelling houses by tenure and by extent of dilapidation for each <i>shi</i> less than 150,000 in population, and <i>ku</i> of 5 largest <i>shi</i>	284
Table 13	Number of dwelling houses by extent of dilapidation and year of construction for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	300
Table 14	Number of dwelling houses by kind of structure and of use of kitchens, equipment for water supply, and toilets for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	304
Table 15	Number of dwelling houses with or without lodgers' households and by class of ratios between number of <i>tatami</i> in the dwelling and number of members of landlords' households for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	312
Table 16	Number of dwelling houses by tenure and number of <i>tatami</i> for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	326
Table 17	Number of dwelling houses by tenure of dwelling houses of landlords' households and number of lodgers' households for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	338
Table 18 (Sampling)	Number of private households, household members and <i>tatami</i> , by occupation and class of workers of heads of landlords' households for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	342
Table 19 (Sampling)	Number of dwelling houses by occupation and class of workers of heads of landlords' households and by extent of dilapidation for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	350
Table 20 (Sampling)	Number of dwelling houses by occupation and class of workers of heads of landlords' households and by tenure for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	362
Table 21 (Sampling)	Number of dwelling houses occupied by private households, by occupation and class of workers of heads of landlords' households and by tenure and class of monthly rent for <i>shi</i> area of all Japan	378
Table 22 (Sampling)	Number of private households by occupation and class of workers of heads of lodgers' households and class of room rent for <i>shi</i> area of all Japan	378
Table 23 (Sampling)	Number of dwelling houses by class of monthly rent and number of <i>tatami</i> for <i>shi</i> area of all Japan (Rented houses)	379
Table 24 (Sampling)	Number of dwelling houses by year of construction and class of monthly rent for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i> (Rented houses)	380
Table 25 (Sampling)	Number of dwelling houses by kind of dwelling houses and class of monthly rent for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i> (Rented houses)	394
Table 26 (Sampling)	Number of lodgers' households by tenure in landlords' households and class of room rent for <i>shi</i> area of all Japan	408
Table 27 (Sampling)	Monthly rent or room rent per <i>tatami</i> for <i>shi</i> area of all Japan as a whole and prefectures separately, and 6 largest <i>shi</i>	409
(Appendix)	Romanized name of <i>shi</i> and <i>ku</i>	411

一 昭和28年住宅統計調査の概要

1 調査の目的

昭和23年住宅調査は、住宅に関する悉皆調査として戦前戦後を通じて初めてのものであつたし、それゆえに住宅対策の樹立のためにきわめて貴重な資料を提供したのであるが、その後五年の年月を経過する間にわが国の住宅事情はかなり変貌を來したと考えられ、住宅の現在戸数及び居住密度に関する資料を新たに整備する必要が生じて来た。そこで今回特に依然として住宅問題の深刻な都市について住宅統計調査を行い、これらの事項と共に住宅の内容、設備及び腐朽破損の程度を調査することによつて都市の住宅不足の状況を把握し、もつて住宅設計画及び生活改善等の諸施策の基本資料としようとする目的で昭和28年住宅統計調査が実施せられたのである。

2 調査の根拠

この調査は、統計法にもとづく指定統計調査(指定統計第14号)である。この調査施行のために「昭和28年住宅統計調査規則」(昭和28年8月11日総理府令第43号)が公布された。

3 調査の時期

この調査は、昭和28年9月1日午前零時現在で実施した。

4 調査の範囲

昭和28年6月1日現在の全国各市(北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島を含む。)の各市を除く。)の区域のうち総理府統計局長が指定した地域(全市域の調査対象が1%の抽出率で調査されるように選択抽出された区域)を調査地域とした。

調査対象は、調査地域内にある住宅及び住宅以外で現に人の住んでいる建物である。但し、次に掲げる住宅(住宅以外の人が居住している建物を含む。)は調査対象から除いた。

(1) 出入国管理令(昭和26年政令第319号)第4条第1項第1号又は第2号に該当する者が管理する住宅

(外国公館又は外国政府や外国の公的機関が管理する住宅)

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第2条に基き、日本国がアメリカ合衆国に対し使用を許している住宅及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し、吉田内閣総理大臣とアチソン国務長官との間に交換された公文により日本国が使用を

許している住宅

(駐留軍又は国連軍が日本政府から借用している住宅)

(3) 宮内庁法(昭和22年法律第70号)第1条の8第1号により宮内庁が管理する皇室用財産である住宅

(皇室が使用している住宅)

(4) 監獄法(明治41年法律第28号)第1条に規定する監獄、少年院法(昭和23年法律第169号)第1条に規定する少年院及び同法第16条に規定する少年鑑別所

(刑務所(構外泊込作業所を含める。)、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所)

(5) 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条の6に規定する東鴨刑務所

(6) 法務省設置法第13条の9に規定する入国者収容所

(7) 保安庁法施行規則(昭和27年総理府令第45号)第30条及び第31条に規定する營舎

(保安隊及び警備隊の營舎(營外公舎は調査する。))

(8) 更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)第5条第1項の認可を受けた更生保護施設

(更生保護事業を営む施設)

5 調査の単位

調査の単位は、各「住宅」及び「住宅以外の人が居住している各建物」である。ここで1住宅とは、「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築(改造を含む。)された建物(完全に区画された建物の1部を含む。)」である。「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」ためには、(1)専用の出入口、(2)専用の居住室、(3)専用の炊事用排水設備及び(4)専用の便所の4つの設備要件がととのつていなければならないこととした。この4つの条件は、建物が住宅であるための基本的な設備要件であるが、わが国の住生活の実状からみてこの要件を厳格に守ることは必ずしも適当でないと考えたので、特例として、炊事用排水設備と便所については、その利用が他の世帯の居住室を通らずに、且つ、いつでも使用できるようになつているときは、たとえ共用であつても「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことが出来る」ものとして住宅とみなすこととした。この4条件を満している建物(又は完全に区画された建物の一部)は、それぞれ

の建物（又は完全区画）ごとに1調査単位とした。住宅以外の建物については、調査の時期に人が居住していれば、その建物全体を調査単位とした。但し、住宅以外の人が居住している建物でその人の住んでいる部分が完全に区画されているときはその部分を1調査単位とした。

なお居住用附属建物（例えは物置や離れ等）は、住宅の要件を備えていないときは母屋と1つにして1調査単位とし、住宅の要件を備えているときは母屋とは別の調査単位とした。

6 調査の事項

この調査においては、調査地域内にある全調査単位について調査する事項と $1/5$ の調査単位について調査する事項を区分して調査した。すなわち下記のように、(1)号から(16)号までの調査事項については全調査単位を対象として調査し、(17)号から(19)号までの調査事項については5調査単位につき1調査単位についてのみ調査を行つた。

○全調査単位について

- 建物について (1) 階数
- (2) 建て方（1戸建、長屋建、アパート及びその他の別）
- (3) 延べ坪
- すがべ居住のし (4) 種類（専用住宅、併用住宅、寄宿舎、下宿屋及び非住宅の別）
- 住 (5) 主世帯の世帯主氏名
- 宅 (6) 世帯数及び世帯人員（主世帯及び同居世帯の別並びに普通世帯及び準世帯の別）
- 宅に (7) 居室の数（主世帯及び同居世帯の別並びに普通世帯及び準世帯の別）
- のて (8) 居室の畳数（主世帯及び同居世帯の別並びに普通世帯及び準世帯の別）
- 建住 (9) 構造（耐火造、木造（屋根の種類別）及びごう舎・仮小屋の別）
- 築宅中 (10) 腐朽破損の程度（危険又は修理不能、要修理及び修理不要の別）

- 人 (11) 建築の時期（戦前（明治、大正、昭和）戦時中及び戦後の別）
- が居住して (12) 所有の関係（持家（敷地の関係を含む。）借家（民営及び公営の別）及び賃貸住宅の別）
- いる住宅について (13) 台所（有無及び専用、共用の別）
- (14) 給水設備（有無、種類及び専用、共用の別）
- (15) 排水設備（下水道へ導流しているか否かの別）
- (16) 便所（専用、共用の別）

○ 5調査単位のうち、1調査単位について

- 普一に (17) 世帯主の職業
- 通入つ (18) 世帯主の従業上の地位（業主、一般の雇用者及び官公の雇用者の別）
- び帶 (19) 家賃又は間代

7 答申義務者

上述の調査事項(1)から(3)までについては、その建物の管理者、調査事項(4)から(19)までについては、世帯主、世帯の代表者又は管理者を答申義務者とした。

8 調査の方法

この調査は、総理府統計局長が主管し、市及び特別区の長が都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行を管掌した。

この調査は、標本調査であつたので、全国各市の区域から調査地域を抽出し、その調査地域内にあるすべての調査単位について調査するという方法が採られた。調査地域の決定は次の方法によつた。すなわち、全国各市のうち昭和25年国勢調査調査区が600以上の市については、その調査区を $1/5$ の割合で抽出し、その抽出調査区について各抽出調査区内を2分し、昭和25年国勢調査調査区が600未満の市については、その調査区を $1/2$ の割合で抽出し、その抽出調査区について各抽出調査区内を3分し、それぞれその1分割区域を抽出した。抽出された全国の標本調査区数は62,150となつてゐる。

（二標本抽出及び結果推計方法の概要参照）

調査に当つては、調査員7,019人を委嘱し、調査員1人当たり約200調査単位を担当せしめた。

調査は準備調査と実地調査の二段階に分れ、準備調査は8月29日から31日まで、実地調査は9月1日から15日までの間に行われた。準備調査は、調査員が照査表を用いて担当地域内の建物、調査単位及び調査単位に居住している主世帯の世帯主氏名を調査し、実地調査は連記式の調査票を用いて、調査員が答申義務者に質問して、調査票に自ら記入するという他計調査の方法によつた。

なお、調査員を指導させるため市区に474名の主務者を配置した。

9 集計及び結果の発表

集計は、総理府統計局において中央集査の方法により都道府県から昭和28年10月10日までに調査票を進達せしめて機械集計の方法で行つた。

集計事項は、次表に示すとおり原表27表からなつておらず、都道府県統計主管課にはそれぞれ当該都道府県の分の原表每一部を昭和29年3月末日までに送付して閲覧利用ができるようにした。

この報告書は、経費の都合上その全部を収録することができなかつた。なお、この報告書に収録した統計表と原表との関係を示すと次表のとおりである。

原表と本報告書収載の統計表との対照表

名	原表	本書所載の統計表		
		表章単位	番号	表章単位
1 住宅及び住宅以外の建物別戸数	全・県・市	1	全・県・市	
2 戸の種類及び世帯の種類別世帯数	全・県・大市 小市	2の1 2の2	全・県・大市 小市	
3 戸の種類及び世帯の種類別世帯人員	全・県・大市 小市	3の1 3の2	全・県・大市 小市	
4 腐朽破損の程度及び住宅の構造別住宅数	全・県・大市 小市	4の1 4の2	全・県・大市 小市	
5 住宅の畠数及び1人当たり畠数別住宅数	全・県・市	5	全・県	
6 腐朽破損の程度及び畠数別住宅数	全・県・市	6	全・県	
7 同居世帯数及び住宅の畠数別住宅数	全・県・市	7	全・県	
8 主世帯の世帯人員及び主世帯の畠数別住宅数	全・県・市	8	全・県	
9 同居世帯の世帯人員及び住宅の畠数別住宅数	全・県・大市 小市	9	全・県	
10 戸の種類別1戸当たり戸数、1戸当たり畠数及び1人当たり畠数	全・県・大市 小市	10の1 10の2	全・県・大市 小市	
11 所有の関係及び1人当たり畠数別住宅数	全・県・大市 小市	11	全・県	
12 所有の関係及び腐朽破損の程度別住宅数	全・県・大市 小市	12の1 12の2	全・県・大市 小市	
13 腐朽破損の程度及び建築の時期別住宅数	全・県・市	13	全・県	
14 建て方別、台所、給水設備、便所の使用区分別住宅数	全・県・市	14	全・県	
15 同居世帯の有無及び住宅の畠数と主世帯人員との比率階級別住宅数	全・県・市	15	全・県	
16 所有の関係及び畠数別住宅数	全・県・市	16	全・県	
17 主世帯の住宅の所有の関係及び同居世帯数別住宅数	全・県・大市 小市	17	全・県	
18(抽)主世帯の世帯主の職業、従業上の地位別一般世帯の世帯数、世帯人員及び畠数	全・県	18	全・県	
19(抽)主世帯の世帯主の職業、従業上の地位及び腐朽破損の程度別住宅数	全・県	19	全・県	
20(抽)主世帯の世帯主の職業、従業上の地位及び所有の関係別住宅数	全・県	20	全・県	
21(抽)主世帯の世帯主の従業上の地位、所有の関係及び家賃階級別一般世帯の居住する住宅数	全・県	21	全	
22(抽)同居世帯の世帯主の従業上の地位及び間代階級別一般世帯数	全・県	22	全	
23(抽)家賃階級及び畠数別住宅数（借家）	全・県	23	全	
24(抽)建築の時期及び家賃階級別住宅数（借家）	全・県	24	全・県	
25(抽)住宅の種類及び家賃階級別住宅数（借家）	全・県	25	全・県	
26(抽)主世帯の所有の関係及び間代階級別同居世帯数	全・県	26	全	
27(抽)一畠当たりの家賃又は間代	全・県	27	全・県	

〔注〕 表章単位中
 全県
 都道府県市部、6大都市
 市及び6大都市の区
 大市
 人口15万以上の市及び東京都の区
 小市
 人口15万未満の市及び5大都市の区

とする。

二 標本抽出及び結果推計方法の概要

1 標本設計の目標

この調査は、はじめ全国についての悉皆調査として計画されたが、予算の都合で市部のみについての標本調査として、計画し直されたものである。

全国についての標本調査とすることもできたわけであるが、住宅不足が郡部より市部に甚だしく、住宅問題が特に都市において重要であることから、調査を都市のみに集中したのである。

さて、この調査の結果を、國の用だけでなく、都道府県及び市区など地方自治団体の用にも供し得るものとするためには、この調査を、ただ全国ないし都道府県ごとの結果表章だけなく、各都市毎の結果表章も可能であるように計画しなければならない。

この点の考慮から、この調査では、各市（6大都市では各区）ごとの結果表章ができるだけ可能になるように、標本の設計を行つた。

すなわち

(1) 各市（6大都市では各区）ごとに、住戸総数（9頁四用語の解説参照）及びその基本的な内訳の表章が可能であるようにすること。

(2) 各都道府県の市部ごとに、住戸総数及びそ

第1表 調査区抽出率と調査区分割数

調査区の種類	調査区数600以上 ¹⁾ の市区		調査区数600未満の市区		調査区の符号
	調査区抽出率	調査区分割数	調査区抽出率	調査区分割数	
第一種単位区に該当する調査区 後置番号1、2、3の調査区	普通住宅 農業 商業 工業 農漁混合 漁業 社宅、寮、病院	単位区に該当する調査区 世帯数10以上の調査区	1/3 1/2 1/2 1/3 1/2 1/3 1/3 (*)	2 分割せず 分割せず 全部抽出する 分割せず 全部抽出する 分割せず	3 (*) 甲 乙 丙 甲 (*)
世帯数9以下の調査区			1/6 分割せず 全部抽出する 分割せず	1/6 分割せず 分割せず 分割せず	乙 丙 甲
第二種単位区に該当する調査区 ²⁾			全部抽出する 分割せず	全部抽出する 分割せず	丙 甲
後置番号4の調査区のうち矯正保護施設関係以外の調査区	世帯数10以上の調査区 世帯数9以下の調査区		1/3 全部抽出する 分割せず	2 分割せず 全部抽出する	1/2 3 甲
後置番号5（駐留軍）の調査区			全部抽出する 分割せず	全部抽出する 分割せず	丙 丙

* 該当調査区数が小さい（大体10以下）市区については全部抽出し、分割は行わず、符号は丙とする。

1) 大体人口15万以上に当る。

2) 第2種単位区に該当する調査区とは、世帯人員100人以上の準世帯を含む調査区である。

(2) (抽出された調査区の分割と分割部分の抽出) 次に、(1)によって抽出された調査区のうち、第1表に甲と符号づけられた調査区については、各調査区の地域を住戸数のほぼ等しい2つ（調査区数600以上の市区の場合）又は3つ（調査区数600未満の市区の場合）の小地域に分割し、各調査区から1つの分割部分を任意抽出して調査地域とした。

又、(1)によって抽出された調査区のうち、第1表に乙又は丙と符号づけられた調査区については、以上の分割を行わず、各調査区の全地域を調査地域とした。

(3) 以上(1)及び(2)によって定められた調査地域内の全住戸を実際に調査したわけである。

(4) なお、以上の(1)及び(2)の抽出操作のうち、(1)はすべて総理府統計局で行い、その結果を都道府県を通じて当該市区へ通知した。(2)の調査区の分割及び実際に調査すべき分割部分の抽出は、当該市又は区役所統計主管課（又は係）に行わせたが、このために「昭和28年住宅統計調査 調査地域の決め方、(附)昭和28年住宅統計調査のための国勢調査区の修正要領」というA5版16頁の小冊子を配付して、この作業の指針を示した。

その内容を目次によつて見れば次の通りである。

1 まえがき

この調査の標本抽出の意味

2 住宅統計調査の調査区

3 調査区の分割の仕方

(1) 分割の基準

(2) 分割結果の表示

4 調査すべき分割部分の定め方

5 「標本調査区分割結果一覧表」の作成

(附) 昭和28年住宅統計調査のための国勢調査区の修正要領

（調査区分割の基準）

又、以上のうち、調査区の分割の仕方は次の通りである。すなわち、調査区の分割は昭和25年国勢調査市区町村調査区地図及び国勢調査照査表裏面の調査区要図に基く机上作業によつて行うこと。但し、以上の机上作業によつただけでは分割部分の現地での確認が困難と思われる地域、例えば昭和25年国勢調査時以後、区割整理の進捗などによつて地形、地物、住宅配置などが著しく変化したと思われる調査区について、実地視察の上又はその他適当な方法で分割を行うこと。以上い

ずれの場合にも、分割の際には次の基準に従うこと。

イ) 一つの調査区内では各分割部分の住戸数がほぼ等しくなるようにすること。

すなわち、2分割する場合には、各分割部分の住戸数が調査区の住戸数の $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{3}{2}$ 以内になるようにすること。又3分割する場合には、各分割部分の住戸数が調査区の住戸数の $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以内であるようにすること。

ロ) 各分割部分が必ず連続した地域であるようにすること。すなわち一つの分割部分の内に他の分割部分の飛び地がないようにすること。

ハ) 分割の結果を、調査員が現地で誤りなく且つ容易に確認できるように分割を行うこと。そのために例えば、できるだけ道路、小径、河川、溝などの明確な地形、地物を分割線とすること。

なお、以上の分割は、主として国勢調査照査表裏面の調査区要図の記載に基いて行うたてまえであつたが、その目的はそこに記載されている住戸のみの分割ではなく、あくまで地域そのものの分割、すなわち、その後に新築された住戸を含めての調査時現在の住戸全体を分割することを念頭においた上での地域の分割である。従つて国勢調査照査表裏面の調査区要図に記載されていない新築の家のどの分割部分に入るかが現地で容易に判定できるような分割でなければならないことを説明文中に強調しておいた。

（5）特別項目の調査を行う調査单位の抽出

以上によつて抽出され、調査された調査单位から更に $\frac{1}{3}$ の調査单位を抽出して、これについて特別な項目の調査を行つた（17,18頁参照）。この抽出は連記調査票上でのいわゆる「行抽出」である。

3 結果推計方法の概要

（1）一般項目の分

（各市推計数）

各市（6大都市では区）については次式によつた。

標本地域（甲及び乙）集計実数 × 全調査区（甲及び乙）
の調査期日人口 + 標本地域（丙）集計実数
の調査期日人口

すなわち

標本地域（甲及び乙）集計実数 × 市（区）の調査期日人口
標本地域（甲）
の調査期日人口 + 標本地域（丙）の調査期日人口
及（乙）の調査期日人口 + 標本地域
（丙）集計実数

すなわち、人口比による比推定の方法によつたのである。なお、上式のうち①については、各都道府県

を通じて各市に、食糧庁に報告するいわゆる食糧人口、住民登録の整理結果による登録人口、その他、各市で有する各市の人口（いづれも昭和28年9月1日現在のもの、6大都市については各区の人口）及びそれらの人口の信頼性の評価の報告を求め、検討の結果、次のように①の人口を定めた。

1) 食糧人口をそれ以外のどの人口よりも信頼性が高いと報告した市については、食糧人口を①として用いた。

2) 食糧人口以外の人口を食糧人口よりも信頼性が高いと報告した市については、その市が最も信頼性が高いと報告した人口を①として用いた場合の①と食糧人口を①として用いた場合の①との大小を比較し、前者が後者より6に近い場合にはその市が信頼性が最も高いと報告した人口を①として用い、後者が前者より6に近い場合には食糧人口を①として

用いた。

3) 以上いずれの場合にも、①としては小数第2位を捨5入し、第1位までに止めたものを用いた。

（6大都市、都道府県市部、全国市部の推計数）以上によつて算出された各市（6大都市では区）の推計数を合算した。

（2）抽出行項目の分

抽出行項目の結果表は6大都市以外は都道府県単位であり、そのための推計計算も6大都市及び都道府県単位で行った。すなわち、上式で集計単位地域をすべて6大都市及び各都道府県とし、乗率は6大都市及び各都道府県について算出された①を5倍したもの用いた。又標本地域（丙）集計実数も5倍した。

全国市部計は以上によつて算出された各都道府県推計数を合算した。

三 推計結果の精度

1 全国市部推計数の標本誤差

この報告書に掲載された結果数字のうち、全国市部計の標本誤差は第2表の通りである。

すなわち、統計表第1表から第17表までのうちの全国市部推計の数字には、大体、この第2表の左半「一般集計の分」に記されただけの標本誤差があることを念頭に置かなければならない。

この第2表の標準誤差とは、標本誤差、すなわち、悉皆調査をすれば得られるであろう値と標本推計による値との差がこの大きさより小さくなる確率が約²/₃、その差がこの大きさの2倍より小さくなる確率が約¹⁹/₂₀になる値であつて、従つて標本誤差の大きさは大体この大きさの2倍より小さいと考えよい値である。又標準誤差係数とは標準誤差を推計数自身で割つて割合に直したもののことである。

従つて、例えば、統計表第1表によれば「一時現在者のみの住宅」は4万であるが、この数字にはこの第1表から約1千3百、割合にして3.3パーセントの標準誤差を見込まなければならない。

又統計表第18表から第27表までのうちの全国市部計の数字には、前掲第2表の右半「抽出行集計の分」に記されただけの標準誤差を念頭に置かなければならない。

しかし、標準誤差の大きさは推計数の大きさだから一義的に決定されるものではなく、同じ大きさの推計数であつても、それが、例えば商業併用住宅

第2表 全国市部推計数の大きさ別の標本誤差の表

推計戸数 又は推計世帯数	一般集計の分		抽出行集計の分	
	推計数の標準誤差 係数	推計数の標準誤差 係数	推計数の標準誤差 係数	推計数の標準誤差 係数
7 000 000	17 000	0.0024	20 000	0.0028
5 000 000	15 000	0.0030	19 000	0.0037
3 000 000	14 000	0.0046	16 000	0.0051
2 000 000	11 000	0.0056	13 000	0.0064
1 000 000	6 600	0.0066	8 800	0.0088
700 000	6 000	0.0085	8 400	0.012
500 000	4 800	0.0095	7 000	0.014
300 000	3 900	0.013	5 700	0.019
200 000	3 200	0.016	4 600	0.023
100 000	2 200	0.022	3 000	0.030
70 000	1 600	0.026	2 500	0.036
50 000	1 500	0.030	2 100	0.041
30 000	1 100	0.036	1 600	0.051
20 000	800	0.041	1 100	0.057
10 000	500	0.050	700	0.070
7 000	380	0.054	530	0.076
5 000	300	0.059	440	0.088
3 000	200	0.068	290	0.095
2 000	170	0.085	240	0.12
1 000	120	0.12	170	0.17

の数であるか、1人当り戸数が2.0戸以上2.5戸未満の住宅の数であるなど、推計数の内容によつてその

標準誤差は異なるのである。すなわち、この調査の標本抽出方法の場合では、同じ大きさの推計数であつても地域的偏在の甚だしい項目ほど、その標準誤差は大きくなる。例えば、商業併用住宅数と1人当たり戸数2.0戸以上2.5戸未満の住宅数とは共に大体100戸であるが、その標準誤差は前者は0.0088後者は0.0056である。

このように推計数の標準誤差は推計数の大きさのみではきまらないが、大体の傾向としては次のとおりである。

すなわち、推計数の標準誤差は推計数が小さければ小さい程小さいが、標準誤差係数は推計数が小さければ大きい程大きくなる。そして第2表はまさにこの傾向を充分に示すものである。

念のため、この第2表の計算の基となつた個々の推計数の標準誤差係数を示すと次の第3表の通りであつて、第2表はこれから「曲線のあてはめ」を行つて作成したものである。

第3表 全国市部推計数の標本誤差の表

一般集計の分		抽出行集計の分	
項目名	標準誤差 係数	項目名	標準誤差 係数
調査単位総数	0.0024	ごう舎・仮小屋	0.031
人の居住している住宅	0.0024	危険又は修理不能修理を要する	0.024
一時現在者のみの住宅	0.022	修理不必要な	0.0050
空家	0.017	明治及びそれ以前大正	0.0079
建築中の住宅	0.025	戦前	0.0090
専用住宅	0.0029	戦中	0.0064
農漁併用住宅	0.010	戦後	0.022
商業併用住宅	0.0088	その他他の業主	0.0090
工業併用住宅	0.014	一般的の雇用者	0.017
その他の併用住宅	0.010	会社団体の役員	0.021
寄宿舎	0.041	専門、技術、事務従事者	0.0088
下宿	0.068	鉱工建設作業者	0.0075
非住宅	0.016	運輸サービス従事者	0.012
世帯総数	0.0024	その他の賃金労働者	0.029
世帯総人員	0.0024	官公の雇用者	0.013
主世帯人員	0.0024	技術的及び事務的公務従事者	0.015
同居世帯数	0.0070	その他の公務従事者	0.020
同居世帯人員	0.0070	無職業者	0.013
準世帯数	0.0071	0円	0.017
準世帯人員	0.028	300円未満	0.025
台	専用	600	0.018
所	共用	900	0.015
給	専用	1 200	0.013
水備	公用	1 500	0.027
1人当り戸数別戸数	1.0戸未満	2 000	0.019
	1.5	3 000	0.019
	2.0	3 000円以上	0.018
	2.5		
	3.0		
	3.5		
	4.0		
	5.0		
	7.0		
	10.0		
	10.0戸以上		
耐火造	0.061	間代階級別同居世帯数	0.022
木造で瓦屋根	0.0029	200円未満	0.031
木造でトタン屋根	0.010	600	0.031
木造でその他の屋根	0.0089	1 000	0.036
		1 500	0.034
		2 000	0.045
		2 000円以上	0.056
1戸建		1戸建	0.0007
アパート		アパート	0.0007
その他		その他	0.0007
1人当たり家賃		1人当たり家賃	0.0007
1人当たり間代		1人当たり間代	0.0007

2 都道府県、市及び6大都市の区の推計数の標本誤差

都道府県、市及び6大都市の区の推計数の標本誤差は算出しなかつた。しかし、その大体の大きさは、全国推計数の標本誤差から次のように考えても大過ないと思われる。

(1) 第3表に掲載された諸項目についての各都道府県、各市、6大都市の区の標準誤差係数は、第3表の標準誤差係数に第4表の乗率を掛けた値である。

第4表 第2表及び第3表の全国市部推計数の標準誤差係数から都道府県、市及び6大都市の区の推計数の標準誤差係数を求めるための乗率一覧表

地 域	乗 率	地 域	乗 率
北海道	5	鳥取県	15
青森県	10	島根県	12
岩手県	11	山梨県	7
宮城県	9	広島県	6
秋田県	11	山口県	6
山形県	9	徳島県	13
福島県	9	香川県	11
茨城県	11	愛媛県	8
栃木県	10	高知県	15
群馬県	9	福岡県	5
埼玉県	7	佐賀県	15
千葉県	7	長崎県	8
東京都	2.5	熊本県	9
新潟県	4	大分県	8
富山県	8	宮崎県	8
石川県	9	鹿児島県	8
福井県	10	東京都の区部	2.5
山梨県	10	横浜市	6
長野県	13	名古屋市	6
岐阜県	9	京都府	6
静岡県	8	大阪市	4
愛知県	6	神戸市	6
三重県	4	人口40万の市	10
滋賀県	7	人口30万の市	12
京都府	11	人口20万の市	15
大阪府	5	人口10万の市	17
兵庫県	3	人口7万の市	21
奈良県	4	人口5万の市	24
和歌山县	14	人口3万の市	30

(2) 前掲第2表を用いて都道府県、市及び6大都市の区の推計数の標準誤差係数を求めるために標準誤差係数を求めるようとしている項目の全

国推計数が第2表のどの大きさに最も近いかを求め、更にその大きさの全国推計数に対する標準誤差係数を前掲第2表から求め、その値に第4表の乗率を掛ければよい。標準誤差係数を求めるためにこうして求めた標準誤差係数にその地域でのその項目の推計数の値を乗すればよい。

ただし、(1)又は(2)いずれの場合にも、都道府県、市、6大都市の区の推計数の標準誤差係数及び標準誤差係数は以上のようにして計算される値よりやや或いは相当に小さいと思われる。とくに、その項目の当該都道府県、市、区推計数の当該都道府県、市、区の全住戸数に対する割合が、その項目の全国推計数の全国住戸数に対する割合より相当大きい場合(例えば炭鉱都市の給与住宅数)に、このことが強くなるのである。

3 推計結果の全体としての信頼性

以上では、統計表第1表から第27表までの各表の推計数字に含まれる標本誤差の大きさのみについて述べたが、これら推計数字には標本誤差以外の種々の事由による誤差が含まれている。

すなわち、この調査は「昭和28年住宅統計調査の概要」に記したように総理府統計局→都道府県→市→調査員という組織によって調査を行つており、調査の全般的な計画は総理府統計局で行つたが、実際の調査の実施は各市で臨時に任命された合計7,019名の調査員によつて行われている。従つて、仮りに中央での机上計画が完全に行われたとしても、それが都道府県→市→調査員と伝達されてゆくうちに、中央の意図が誤り伝えられることも想像され、又調査員と被調査者との応接の場においても種々の意識的又は無意識的な誤りの発生が想像されるのである。

更に重要なことは、種々に指示されている基準によつての判定が現実には非常に困難な場合、いわゆる境界的事例が多いのであつて、このような境界的事例の存在を考えれば、或る程度以上に細かい桁までの結果表章は本来無意味な場合もあるのである。

(境界的事例が生じないように概念規定と判定基準を作ることが望ましいのであるが、境界的事例を全くなくすことはなかなかむずかしい。)

例えば、専用住宅の全国推計数の標準誤差係数は、前掲第3表によれば0.0029、すなわち、0.29%であつて、非常に小さい。しかし上記のような標準誤差以外の種々の誤り及び境界的事例の存在を考えれば、この専用住宅全国市部推計数と「真実の全国市部の専用住宅数」との隔りはとても0.29%といふような小さなものではないであろう。(「真実の専用住宅数」そのものが、そう厳密には確定し得ない

ものであるかもしれない。)

結局、前掲第2表及び第3表の値並びにそれらと第4表とから算出される種々の値は、推計結果に含まれる誤差のうちの標本誤差のみを示すのであって、実際の誤差はそれより更に大きいものと考えなければならない。標準誤差係数の小さいものについて、とくにこの注意が必要であつて、前掲第2表又は第3表、或いはそれに第4表の乗率をかけて得られる値が0.01(1%)より小さな項目であつても、全体の誤差は少くとも1%位はあるものとみなければなるまい。標本誤差以外の誤差(これを非標本誤差という)が推計数自体の数十パーセントにも及ぶことはあまりあるまいから、標本誤差が数十パーセ

ント以上のものについては、第2表、第3表及びそれに第4表の乗率をかけて得られる標本誤差に更に非標本誤差を加えて考える必要はあるまい(但し、項目によつては稀にそのような必要があるかもしれません)。

以上のような意味から、この報告書では結果数字のうち10万未満のものについては、すべて有効数字を2桁までしかとらず、以下を4捨5入してあるが、それらの結果数字を利用する場合には、前掲第2表、第3表及び第4表を参照してその標本誤差のおおよその程度を知ると共に、次節(四用語の解説)を参照して、その項目の表わす意味を充分わきまえなければならない。

四 用語 の 解説

(二) 「建物」とは、土地に定着している工作物であつて、屋根及び柱又は壁があるものをいう。

(三) 「完全に区画された」とは、例えばアパート又は2戸建、3戸建等の長屋のように、或いは工場の一部を改造して住居とした場合のように、1つの世帯が独立して家庭生活を営むようできている部分が同一建物内の他の住宅又は工場の部分と土壁、板壁等で完全に遮断されていることをいい、もしこの区画が襖や板戸のようなものであればこれは完全な区画とはしなかつた。但し、完全に区画されている必要のあるのは居住室のみであつて、炊事設備や便所は完全に区画されてなくても、その使用方法が専用又は共同であればよいとした。

以上の要件を満しているものは、たとえごう舎、仮小屋等の粗悪な建物であつても、すべて住宅とし、これらの要件を1つでも欠くものは住宅とはいえない。

このように住宅の要件を満している建物は、人が居住しているといふことにかかる住宅として調査対象としたので、人の居住している住宅のみならず、一時現在者のみの住宅、空家及び建築中の住宅も調査対象となつてゐる。

一時現在者のみの住宅

一時現在者のみの住宅とは、住宅の要件は完備しているが、常住者は一人もなく、しかも空家でもない住宅、例えば住宅の要件を備えたマーケットで別に住宅があり、屋間だけそこで営業しているような場合がこれに當る。

建築中の住宅

建築中の住宅とは、調査の時期に棟上が終つてゐる住宅のうち、戸締りが出来る程度になつてない

範囲の工程にある建物（但し、戸締りが出来なくても人が住んでいれば完成住宅とした。）として調査した。

住宅以外の建物

住宅以外の建物とは、住宅の要件の全部又はそのいずれかを欠いている建物で人が住んでいるもの。ここで人が住んでいるとは、そこ人が平常居住していることで六ヵ月以上そこに住んでいるか、又は六ヵ月以上そこに住もうとしている場合を指している。

本調査では、住宅以外の建物を用途別に分類して、寄宿舎、下宿屋及び非住宅の3種類とした。

なお、住宅以外の建物はその建物全部を1調査単位とした。但し、住宅以外の建物で人の住んでいる部分が完全に区画されているときは、その部分を1調査単位とした。

寄宿舎及び下宿屋

寄宿舎及び下宿屋の場合のように1つの建物の中に住宅としての設備がととのつて管理人、営業主の居住部分と下宿又は寄宿に用いる部分がある場合は、管理人、営業主の居住部分を住宅として別の調査単位とし、下宿又は寄宿に用いる部分を「住宅以外の建物」として1調査単位とした。なお、本調査で寄宿舎及び下宿屋とは次のとおりである。

寄宿舎とは、学生、労務者等の家計を共にしない者の集りが居住するために建てられ、又は改造された建物で、個々の炊事用排水設備のないもののうち、営業用でない建物をいう。

下宿屋とは、家計を共にしないものの集りが居住するために建てられ、又は改造された建物で、個々の炊事用排水設備のないもののうち、営業用の建物をいう。

非住宅

非住宅とは、住宅、寄宿舎及び下宿屋以外の建物（例えば工場、学校、会社等の事務室、小使室、宿直室、作業所等として建てられた建物又はその一部で住宅に改造されていないもの）で現に人が住んでいるものをいう。

住宅の種類

住宅の種類は、次の5つに区分されている。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で店舗、作業所、事務所等業務に使用するために設備された部分についていない住宅をいう。

農漁併用住宅

建物内に農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された部分があつて住宅と結合している建物をいう。

商業併用住宅

建物内に卸売及び小売業、金融又は保険業並びに不動産業の業務に使用するために設備された部分があつて住宅と結合している建物をいう。

工業併用住宅

建物内に鉱業、建設業又は製造業の業務に使用するために設備された部分があつて住宅と結合している建物をいう。

その他の併用住宅

建物内に店舗、事務所、作業所等業務に使用するために設備された部分があつて住宅と結合している建物のうち農漁併用住宅、商業併用住宅、工業併用住宅のいずれでもないものをいう。

世帯

世帯の種類は、普通世帯と準世帯とに分け、普通世帯とは同じところに住んでいて、家計を共にしている2人以上の集りをいい、準世帯とは、(1)1人で住んでいて且つ1人で家計を立てているもの、(2)普通世帯と同じところに住んでいるが、別に1人で家計を立てている人又はその集り、(3)同じところに住んでいるが1人1人が別に家計を立てている人の集りをいう。

ここで「同じところ」とは、1調査単位である住宅又は住宅以外の建物のことである。なお、統計表で一般世帯とは、普通世帯と1人の準世帯の総称である。

更に、本調査では世帯を主世帯と同居世帯に分けているが、主世帯とは、1住戸に1世帯だけ住んでいるときはその世帯を、又1住戸に2世帯以上が住んでいるときは、その住戸を所有しているか、又は借りている世帯をいう。

同居世帯とは、主世帯以外の世帯をいう。

居室

居室とは、居住のために使用する室で、就寝に供し得る室をいう。例えば居間、茶の間、寝室、食堂、客間、仏間、応接間、書斎、女中部屋等は居住室であり、台所、便所、浴室、物置、階段室、廊下、縁側等は居住室ではない。統計表で室数というものは居室の数のことである。

住宅の構造

本調査では、建築中以外の住宅についてその構造を調査した。

耐火造とは、住宅の主な構造部分、すなわち、屋根、柱、土台、はり、外壁のすべてが鉄筋コンクリート、コンクリートブロック、石、れん瓦、金属等の耐火不燃性の材料で造られているものをいう。

木造とは、耐火以外の本建築住宅のものをいう。

なお、この木造住宅については、屋根材料の如何により次の3区分をした。

瓦屋根

屋根が金属以外の不燃性のもの（金属以外の不燃性のものなら何でもよい。）で葺かれている住宅

トタン屋根

屋根が金属性のもの（金属性一切のものを含む。）で葺かれている住宅

その他の屋根

屋根が可燃性のもの例えはルーフィング、柿板等で葺かれている住宅

こう舍・仮小屋

住宅としての設備は整つているが、臨時応急的に建てられた粗悪な建物で、長期にわたる使用に耐えないと思われる仮建築住宅

住宅の腐朽破損の程度

本調査では、建築中以外の住宅につき腐朽破損の程度の調査を行つたが、どう舍・仮小屋については、腐朽破損の程度の調査をしなかつた。

危険又は修理不能

もはや家の寿命がつきいて、これ以上もたないと思われる住宅、災害で大破したままの住宅などで、柱又は床の傾斜、屋根のゆがみ或いは住宅の主要な部分の腐朽破損が甚しく、一寸した雨、風、地震等にも危険を感じる程度のものをいう。

修理を要す

住宅の主要部分即ち、屋根、壁、柱、土台に破損腐朽又は未完成な所があつて修理又は更に工事をしなければ家の寿命或いは住み心地に影響があると思われるものをいう。

修理不要

「危険又は修理不能」及び「修理を要す」以外のもので、住宅の主要な部分に重大な故障がないものをいう。

建築の時期

本調査では、人の住んでいる住宅（どう舍・仮小屋を除く。）について次の区分で建築の時期を調査した。

明治又はそれ以前

明治45年以前に建築された住宅

大正時代

大正15年以前に建築された住宅

昭和年代

昭和元年から昭和16年までに建築された住宅

戦時中

昭和17年から昭和20年8月15日までに建築された住宅

戦後

昭和20年8月16日以後に建築された住宅

所有の関係

本調査では、人の住んでいる住宅（どう舍・仮小屋を除く。）について次の区分で所有の関係を調査した。

持家で自己宅地

主世帯が住宅及び敷地を所有している場合をいう。

持家で借地

その主世帯が住宅だけを所有し、敷地は他から借りている場合をいう。

借家で民営

主世帯が、国、都道府県及び市区以外の者の所有又は管理する住宅を借りていて且つそれが給与住宅でない場合をいう。

借家で公営

主世帯が、国、都道府県又は市区が所有又は管理する住宅を借りていて、給与住宅でない場合をいう。

給与住宅

会社、団体、官公庁等が所有又は管理していて、その職員、労務者を職務の都合上又はその給与の一部として居住させている住宅をいう。

台所、給水設備及び便所の使用区分

本調査では、どう舍・仮小屋を除く住宅の台所、給水設備及び便所について専用か共用かの使用区分を調査した。

専用とは、1住宅だけで使用している場合をいう。従つて1住宅内に同居世帯があつて、たとえ主世帯が同居世帯と共同使用していても他の住宅の世帯と共同使用をしていなければ専用ということになる。

共用とは、2住宅以上で共同使用している場合をいう。

職業

本調査においては、住戸（調査単位）に居住している普通世帯及び1人の準世帯の世帯主（事実上その世帯の家計を支えている者）について職業を調査した。

職業は現在従事している仕事の種類、或いは休業中の仕事の種類によつている。

職業の種類を決定する原則の主なるものは次の如くである。

(1) 季節により仕事をかえる者は、調査の時期に従事している仕事による。

(2) 2種以上の仕事を持つている者は、収入の最も多いものによる。

(3) 製造と販売、採取と販売或いは修理と販売を兼ねている場合は、製造、採取、修理等の生産的

活動の仕事による。

- (4) 管理的職業に従事しているが自らも事務販売、作業等、経営、管理以外の仕事に直接従事している者は、管理的職業によらず、それぞれ実際に従事している仕事による。

従業上の地位

従業上の地位は、上記の職業をいかなる状態によつて行つているかによつて決めた。従業上の地位は次の3つに区分されている。

業主

個人経営の農業主、商店主、工場主等の個人業主で、その事業を主宰経営している者をいう。自ら開業している医師、弁護士或いは請負契約で働いている大工等もこれに當る。

一般の雇用者

農場、商店、工場等を経営している業主に雇われ、或いは会社、団体、駐留軍等に雇われて賃金、給料を受けている者をいう。会社、団体の役員、その他歩合制の外交員、心附けの収入のみを目的として雇われている固定給のない使用人、或いは日本国有鉄道、国民金融公庫等の政府関係機関に雇われている者もこれに當る。

官公の雇用者

国、都道府県、市区町村の官公署に雇われて賃金、給料を受けている者をいう。

職業分類

本報告書中の職業分類は、昭和28年住宅統計調査のため特に作成したもので、職業と従業上の地位によつて、有職業者については12の項目に類集し、また無職業者及び分類不詳の2項目を設け、14の分類項目から構成されている。

各分類項目の定義を概説すれば次の如くである。

(1) 農林、水産業主

農耕、園芸、養蚕、養畜の作業、林産物の育成、採取、搬出の作業及び鳥獣の捕獲或いは水産動植物の採捕、育成、養殖等の作業に直接従事する自営業主をいう。

(2) 鉱、工、建設業主

鉱物の試掘、採掘、採取及び選別、破碎等の採鉱、採石の作業、各種機材の加工、組立及び原料の加工等の生産品の製造、修理の作業或いは建築物その他工作物の建設の作業に直接従事する自営業主をいう。

(3) 販売、サービス業主

有体的商品、不動産、有価証券の売買、売買の媒介取次、代理及び募集又は保険の代理、募集或いは商業サービスに直接従事する自営業主並びに個人の慰安、保清、身廻り用務等の接客サービス及び建物

内におけるサービス等に直接従事する自営業主をいう。

（4）その他の業主

上記の(1)、(2)及び(3)に分類されない自営業主をいう。

(5) 会社、団体の役員

会社、団体及びその他の法人の役員で自ら直接に事務、販売、生産の仕事に従事せず、専ら事業経営の企画、人員の配置、事業部門の調整等、事業経営の企画、管理を行うものをいう。

(6) 専門的技術的及び事務従事者

高度の知識又は才能的習熟を必要とする専門的業務、特殊な専門的知識と高度の知識的熟練を必要とする技術的業務或いは経営者の監督の下に業務の全般又は一部を支配管理するもの及び経営者、管理者の一般的指揮監督の下に各種の事務に従事する賃金労働者をいう。

(7) 鉱、工、建設作業者

鉱物の試掘、採掘、採取及び選別、破碎等の作業、各種材料の加工、組立及び原料の加工等の生産品の製造、修理の作業及び建築物その他の工作物の建設の作業並びにその他の才能的或いは単純筋肉労働の作業に従事する賃金労働者をいう。

(8) 運輸従事者

機関車、自動車、船舶（漁船を除く。）、航空機、軽車輛等の輸送装置の操作及び運転に従事する賃金労働者をいう。

(9) 販売サービス従業者

有体的商品、不動産、有価証券の売買、売買の媒介取次、保険の募集及び商業サービス或いは建物その他の財産及び個人の身体、生命の保護の保安サービス、個人の慰安、保清、身廻り用務の接客サービス、家庭的用務並びに建物内のサービス等に従事する賃金労働者をいう。

(10) その他の賃金労働者

上記の(5)から(9)までに分類されない賃金労働者をいう。

(11) 技術的及び事務的公務従事者

管理的、専門的、技術的及び事務的業務に従事する国家公務員及び地方公務員をいう。

(12) その他の公務従事者

管理的、専門的、技術的及び事務的業務以外の公務に従事する者をいう。

(13) 無職業者

職業がなく、財産収入、社会保険給付、預貯金の引出し、借入金、仕送金等の収入で生計を立てている者をいう。

(14) 不詳

主として調査票記入不備のためいずれに分類すべきか不明のもの、又は記入不詳で分類し得ないもの。

家賃又は間代

本調査において借家又は給与住宅に居住し、又は住宅以外の建物を借りて居住している主世帯及びすべての同居世帯（同居世帯が主世帯とその住宅又は住宅以外の建物を共有している場合を除く。）について実際に支払う1月分の家賃又は間代を調査した。

家賃又は間代は、電気、ガス、水道等の料金、賃料或いは権利金等を除いたものの月額である。

OUTLINE OF THE HOUSING SURVEY OF 1953

1. Purpose of the Survey

A housing census was conducted in 1948, but thereafter no sufficient statistical data have been prepared on the existing dwelling houses and the density of dwelling. The Survey of 1953 was made, therefore, in urban districts for the purpose of providing data on these items as well as on the structure, equipments and degree of dilapidation thereby to clarify the degree of the shortage of dwelling houses. These data are intended to constitute the basis of such policies as those for construction of houses and improvement of home life conditions.

2. Authorization of the Survey

The Survey was a Designated Statistical Survey (Designation No. 14), which was authorized by the Statistical Law of 1947, and was carried out in conformity with Prime Minister's Regulation of Housing Survey of 1953 (Regulation No. 43, 1953).

3. Date of the Survey

The Survey was conducted as of 00.01, 1 September 1953.

4. Coverage of the enumeration

The enumeration was conducted as of 1 June 1953 covering the specified areas of all cities throughout the country except the South East Islands (including the Ryukyu Islands) to the south of 29° north latitude, the specification of the areas to be covered in each city being made by the Director of the Bureau of Statistics.

All dwelling houses were enumerated which existed in the specified areas on the date of the Survey, including those vacant and under construction, together with other structures (excluding ships) which though not dwelling houses were occupied by usual residents. Special houses or institutions, however, were not enumerated.

These were:

- (1) Dwelling houses which were under the management of diplomatic and other official agencies of foreign countries
- (2) Dwelling houses rented by the foreign armed forces from Japanese Government
- (3) Dwelling houses used for the Emperor's families
- (4) Prisons (including out-compound places where people live and work), youth prisons, houses of detention, and reformatory
- (5) Houses for illegal immigrants
- (6) Camps of Security Forces and Coast Guards except their issued dwelling houses outside the camps
- (7) Institutions for rehabilitation of ex-convicts

5. Enumeration items

Structures:

- (1) Number of floors
- (2) Kinds of structures (classified into 4 groups; Detached, tenement, apartment and other)
- (3) Grand total of "tsubo"¹⁾

Note: 1) One "tsubo" equals two "tatami". As for "tatami", see Page 20.

Dwelling houses and other structures occupied by usual residents:

- (4) Kinds of living quarters (classified into 5 groups; dwelling houses used exclusively for dwelling, dwelling houses combined with other uses, dormitories, boarding houses and non-dwelling houses)
- (5) Names of heads of landlords' households
- (6) Number of households and their members (of landlords' households or lodgers' households, and normal households or quasi-households)
- (7) Number of rooms (of landlords' households or lodgers' households, and normal households or quasi-households)
- (8) Number of "tatami"²⁾ in rooms (of landlords' households or lodgers' households, and normal households or quasi-households)

Dwelling houses except those under construction:

- (9) Structure of houses (classified into 3 groups; fire resisting, wooden structures, temporary huts. The group of wooden structures is classified into 3 sub-groups by roofing)
- (10) Extent of dilapidation (classified into 3 groups, dilapidated, repair needed and repair unneeded)

Dwelling houses occupied by usual residents:

- (11) Year of construction (classified into 5 groups; prior to 1913, 1913-1926, 1927-1941, 1942-1944, since 1945)
 - (12) Tenure (classified into 3 groups; owned, rented, and issued; the owned group is classified into 2 sub-groups; owned land and leased land)
 - (13) With or without kitchen, and exclusive or joint use of kitchen
 - (14) With or without water supply, and exclusive or joint use of water supply
 - (15) Type of drainage
 - (16) Exclusive or joint use of toilets
- One survey unit drawn from 5 survey units:
- (17) Occupation of households' heads
 - (18) Class of workers of households' heads
 - (19) Rent of houses or rooms

6. How the Survey was conducted

(1) Enumeration districts and enumerators:

The Survey was carried out on a sample basis, and Enumeration Districts of the 1950 Population Census were used as sampling units of the Survey. In those cities which included 600 or more EDs, each ED selected from all EDs in each city with sampling ratio of 1/3 was divided into two areas with nearly same number of survey units, and one of the two was specified as the area to be covered in the enumeration. But in other cities, each ED selected from all EDs in each city with 1/2 ratio was divided into three areas, and one of them was specified.

7,019 enumerators were especially appointed to conduct the enumeration with about 200 survey units per enumerator. Each enumerator made the preliminary survey during 3 days from 29 to 31 August 1953, and the actual enumeration during the period 1 to 15 September 1953.

(2) Organization in each political division:³⁾

The enumeration, which was within the jurisdiction of mayors of *shi*, or heads of *ku*, was carried out under the supervision of the governors of *to*, *do*, *fu*, *ken*, and the enumeration within

Note: 2) As for "tatami", see Page 20.

3) As for political divisions, *to*, *do*, *fu*, *ken*, *shi* or *ku*, see Page 20.

(表)

昭和 28 年住宅統計調査
調査年(昭和 28 年 9 月 1 日) 号

部道町名	市名	調査区番号	第()号、第()号、第()号、第()号、第()号	すべての住宅及び住む人が住むことを通すものについて		主食類		食 食		合		主食類		食 食		合		主食類		食 食		合		主食類		食 食		合		主食類		食 食		合	
				被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者	被験者	戸別被験者
出でる者																																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33			
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33			
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		

統 計 表

(注 意)

1. 本表の第 1 表から第 17 表までの計数の表示については、千未満の数字は十位まで（一位を四捨五入）、千以上一万未満の数字は百位まで（十位を四捨五入）、一万以上の数字は千位まで（百位を四捨五入）とした。但し、第 10 表の一戸当たり室数、一戸当たり畳数、一人当たり畳数は小数点一位まで（小数点以下二位を四捨五入）とした。

第 18 表から第 27 表までの計数の表示については、一万未満の数字は百位まで（十位を四捨五入）、一万以上の数字は千位まで（百位を四捨五入）とした。但し、第 27 表の一畳当たり家賃又は間代は円位まで（十銭の位を四捨五入）とした。

従つて個々の数字を合計しても必ずしも総数に合わない。

なお、調査単位がなかつたときは「0」としないで「—」とした。

2. (抽) と附記した表は、この調査の対象となつた調査単位の 5 分の 1 を抽出して、その調査単位にある普通世帯及び一人の準世帯について調査した表であることを示すものである。
3. 人口 15 万以上の市とは、昭和 25 年国勢調査による昭和 25 年 10 月 1 日現在の人口が 15 万以上あつた下記の市及び東京都の各区である。

東京都の区の存する区域	広島市	島崎市	市	堺姫路市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
大阪市	尼崎市	市	市	金沢市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
京都府	熊本	市	市	須賀川市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
名古屋市	名古屋市	市	市	横浜市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
横浜市	横浜市	市	市	神戸市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
横須賀市	横須賀市	市	市	長崎市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
横須賀市	横須賀市	市	市	静岡市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
横須賀市	横須賀市	市	市	長岡市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
横須賀市	横須賀市	市	市	仙台市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
横須賀市	横須賀市	市	市	仙台市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市

STATISTICAL TABLES

Note:

- 1) The numbers in Tables 1-17 are computed in the following manner:

With numbers less than 1,000, 5 and over are brought up discarding 4 and less; with numbers more than 1,000 and less than 10,000, 50 and over are brought up cutting down smaller figures; while with numbers over 10,000, figures 500 and over are brought up discarding below.

But in the computation of the number of rooms or *tatami* (See 5) for *tatami* per household and the number of *tatami* per person which Table 10 carries, each of them is calculated down to the tenth decimal bringing up .05 and over cutting down below.

In Tables 18-27, the numbers less than 10,000 brought up their final 50 and over cutting down below; the numbers over than 10,000 brought up their final 500 and over cutting down below. But in computing the rent per *tatami* (See 5) for *tatami* of dwelling houses or rooms, 50 sen and over are brought up discarding below. Therefore the sum of all cases does not agree with the total.

「—」 instead of 「0」 is employed to show the absence of survey units.